

令和7年度第1回小田原市卸売市場審議会水産部会 次第

日時：令和7年11月13日（木）

午前10時から

場所：小田原市公設水産地方卸売市場 2階
水産海浜課会議室

1 開 会

2 議 題

（1）会議の公開・非公開について

（2）水産市場再整備基本構想について

I 進捗状況について

II 今後の進め方について

3 報告事項

（1）卸売市場法の改正について

4 その他の事項

5 閉 会

小田原市卸売市場審議会 水産部会 委員名簿

令和7年11月現在

No.	区分	団体名	役職	氏名（敬称略）	備考
1	卸売人 及び 買受人	株式会社小田原魚市場	代表取締役社長	神 山 章	
2		小田原市公設水産地方卸売市場 買受人組合	組合長	古 川 孝 昭	
3	生産者	小田原市漁業協同組合	代表理事組合長	高 橋 征 人	
4	消費者	小田原市自治会総連合	早川地区 みなと自治会長	富 横 栄 広	
5	学識 経験者	小田原短期大学	教授	栗 本 公 恵	
6		東京海洋大学	教授	中 川 雄 二	
7	消費者 (公募)	公募委員		瀬 戸 浩	
8	オブザ ーバー	神奈川県 県西地域県政総合センター	農政部長	戸 川 丈 寿	
9		神奈川県西部漁港事務所	所長	永 垣 浩 司	

○小田原市卸売市場審議会規則

昭和54年3月31日規則第11号

改正

平成25年10月25日規則第76号

小田原市卸売市場審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市卸売市場審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、青果及び水産の卸売市場の整備計画及び業務の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 卸売人及び買受人の代表
- (2) 生産者の代表
- (3) 消費者の代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 審議会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に關係のある者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会及び部会の事務は、市長が定める職員が処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、小田原市卸売市場審議会条例（昭和47年小田原市条例第8号）による委員であつた者（市職員のうちから任命された者を除く。）は、この規則による委員となる。この場合、当該者の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、同条例による任期終了時までとする。

附 則（平成25年10月25日規則第76号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

小田原市卸売市場審議会傍聴要領

(平成 26 年 2 月 12 日)

(趣旨)

第1条 この要領は、小田原卸売市場審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名等を傍聴受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

(禁止行為)

第4条 傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議会場において、傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 会議会場において、みだりに席を離れること。
- (3) 会議会場において、私語、談笑その他騒がしい行為をすること。
- (4) 会議会場において、会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (5) 会議会場において、飲食又は喫煙をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴する者は、会議会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、審議会の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

第6条 傍聴する者が、前2条の規定に違反するときは、審議会の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

2 傍聴する者は、公開の会議中において、審議会が会議の全部又は一部を公開しないこととしたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、審議会の長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 2 月 12 日から施行する。

水産市場再整備基本構想について

I 進捗状況について

1 市場関係者とのこれまでの検討状況について

年月	体制	主な検討内容等
令和7年 (2025年) 4月	基本構想 検討会議	ア 検討組織と役割について イ 今後の進め方について
6月	市場関係者 ワークショ ップ	ア 目指すべき姿(将来像)及びコンセプトについて イ 漁港における衛生管理について ウ 施設配置及び荷さばき所断面イメージについて 全4回 参加者：生産者10名、買受人12名
8月	市場関係者 ワークショ ップ	ア 新市場の運営イメージについて イ 施設規模・施設配置イメージについて 全7回 参加者：生産者7名、買受人10名
	基本構想 検討会議	ア 目指すべき姿及びコンセプト(方針)について イ 施設規模・施設配置イメージについて ウ 漁港における衛生管理の概要について(報告) 結果：ア・イの議題について承認された

2 目指すべき姿及びコンセプト(方針)について

(1) 目指すべき姿：地域が潤い、豊かになる、にぎわい水産市場

(2) コンセプト（5つの柱）

ア 賑わいある生産・消費の拠点市場

- ・生産者にとって魅力ある市場
- ・卸・仲卸の経営効率化
- ・集荷・販売力の強化
- ・競争を勝ち抜くブランド力を有する生産市場

イ 安全・安心な水産物の供給市場

- ・物品の品質管理の高度化
- ・物品の衛生管理の高度化
- ・消費者にとって安心できる市場づくり

ウ 適正な市場取引と経営の近代化した市場

- ・需要と供給を反映した適正な価格形成
- ・生産者と消費者を結ぶ市場づくり

エ 未来に向かって持続可能な市場

- ・市場の長寿命化対策（老朽化・耐震化対策）
- ・受益者負担・利用者負担による施設使用料の適正化
- ・市場施設の有効活用による歳入確保
- ・環境問題への対応
- ・近隣地域の住環境への配慮

オ コンパクトで効率の良い市場

- ・売り場面積を最小化しレイアウトの自由度が高い空間づくり
- ・取引のICT化や効率の良い作業動線の確保

3 施設規模・施設配置イメージについて

(1) 施設規模

	最小面積	最大面積
1階	4,218 m ²	4,697 m ²
(売場面積)	(2,000 m ²)	(2,600 m ²)
2階	336 m ²	336 m ²
3階	336 m ²	336 m ²
延床面積合計	4,890 m ²	5,369 m ²

(2) 施設配置イメージ：別紙資料4-2参照

4 構想策定に向けた課題について

(1) 建設費の高騰について

	令和4年度 単価ベース	令和7年度 単価ベース	上昇率
建設費(概算)*	約32～34億円	約38～40億円	約18%

*本体工事費、解体工事費、設計費等

(2) 受益者・利用者の負担増加について

建設費の高騰に伴い、使用料等の大幅な上昇が見込まれる

II 今後の進め方について

1 サウンディング型市場調査について

(1) サウンディング型市場調査の実施

再整備後の市場施設の想定規模や将来像等の前提条件を提示しながら対話を行い、民間事業者の専門的な知見や技術に基づく創意工夫やアイデア等を収集することを目的とする。

＜求めるアイデア等＞

- ア 目指すべき姿を実現するための事業アイデア全般
- イ 「持続可能な市場運営」を目指し、建設費の低減や管理運営経費を最小化・適正化するための事業手法などアイデア
- ウ 市場運営を継続しながら現在地で建替えを行うための技術的なアイデア

(2) サウンディング型市場調査の対象者

市内事業者（市場関係者・建設業関係者・ビルメンテナンス関係者など）

(3) サウンディング型市場調査のスケジュールイメージ

内容	時期
調査実施公表	令和7年（2025年）12月10日（水）
現地説明会の開催	令和7年（2025年）12月19日（金）から 令和8年（2026年）1月16日（金）まで随時
対話参加申し込み	令和8年（2026年）1月9日（金）から 令和8年（2026年）1月30日（金）まで
対話の実施	令和8年（2026年）2月2日（月）から 令和8年（2026年）2月27日（金）まで
調査結果とりまとめ	令和8年（2026年）3月中旬まで
調査結果概要の公表	令和8年（2026年）4月中旬頃



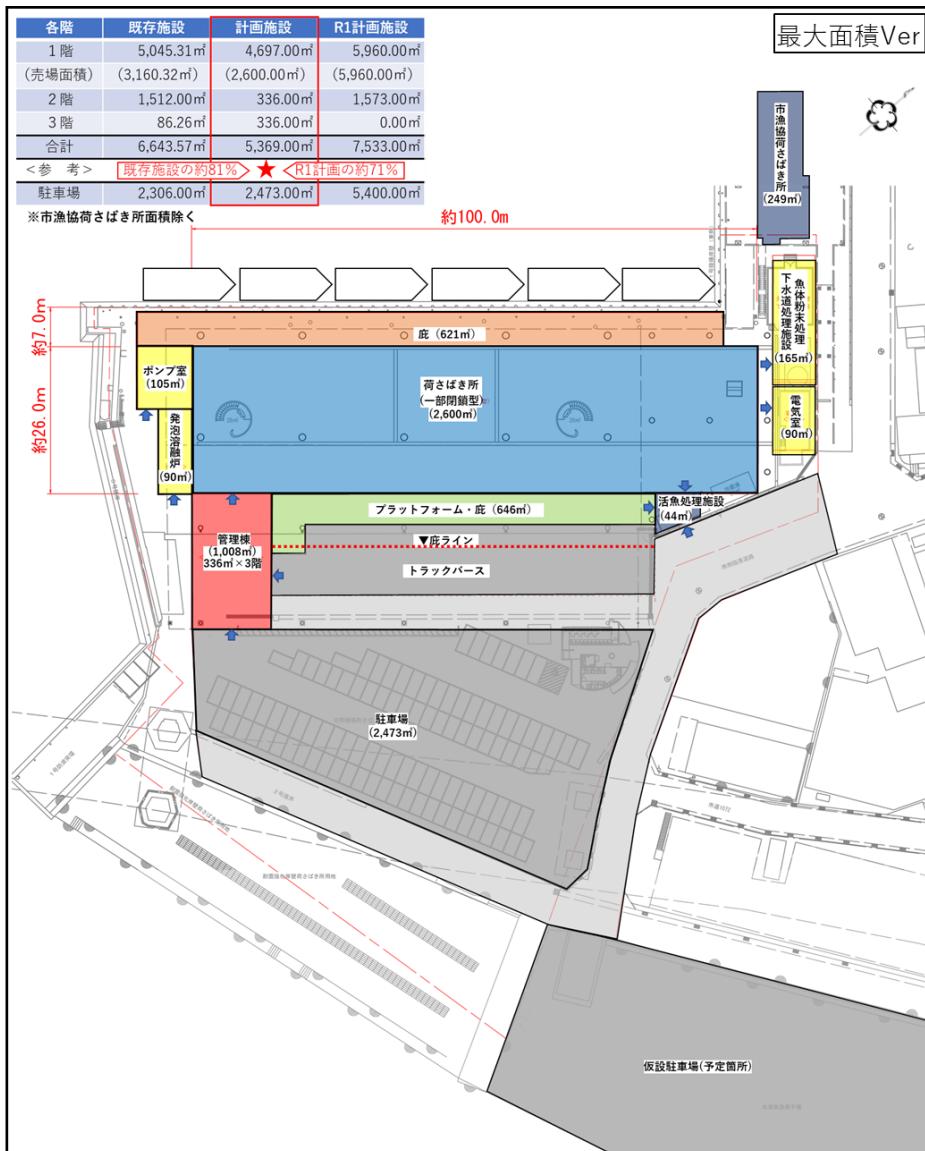
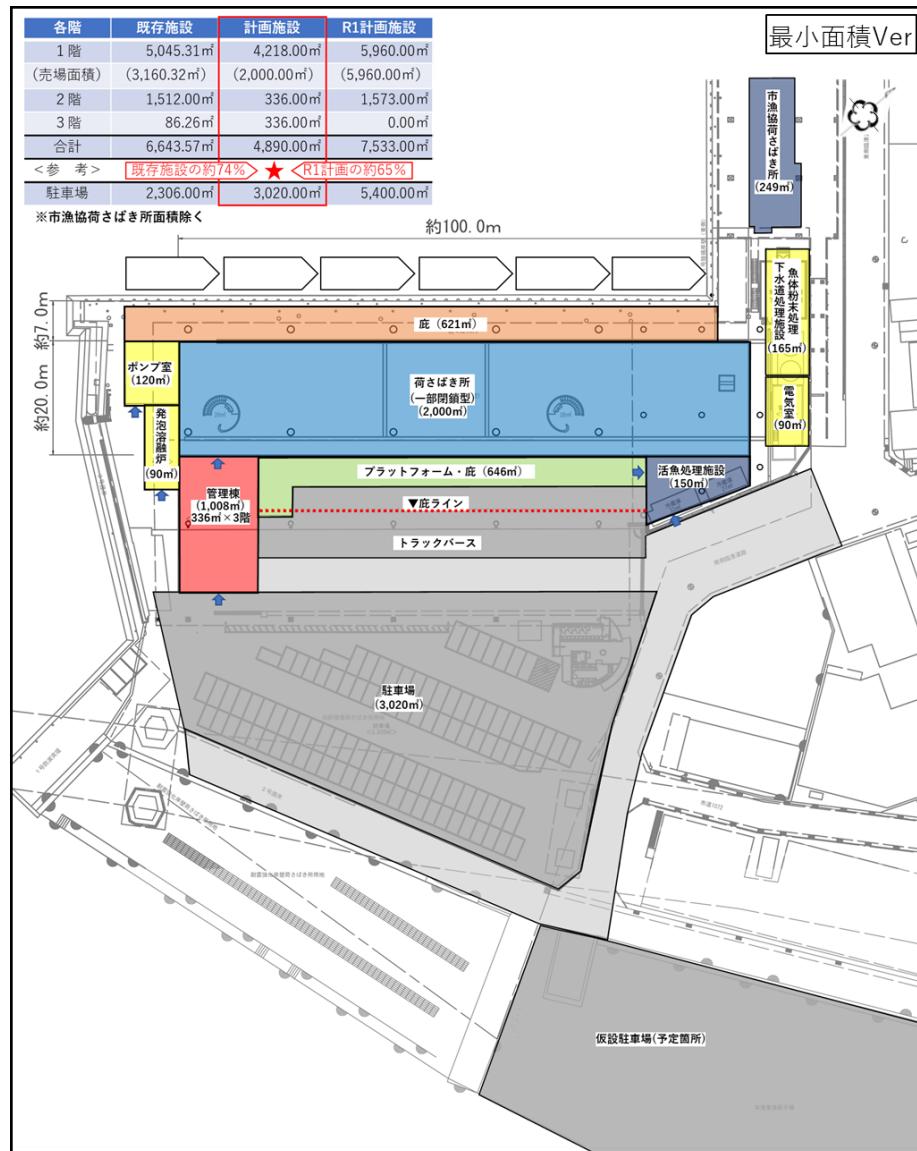
2 基本構想策定期について

基本構想の策定期については、令和8年（2026年）3月末を予定していたが、サウンディング型市場調査の結果を反映させることから、令和8年度中とする。

資料4-2

施設規模及び施設配置イメージ

(注)関係機関等の協議により配置・面積等は変更になる可能性があります



卸売市場法の改正について

小田原市経済部

卸売市場法改正の概要

- 業務規程に「取り扱う指定飲食料品等」「指標」等の公表を規定することが、認定要件として追加される。
- 引き続き認定を受ける卸売市場は、施行日（改正法の公布後1年以内）までに業務規程の変更申請が必要。

（中央卸売市場の認定）

第四条 1～4 （略）

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合する
と認めるときは、当該認定をするものとする。

- 一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。
- 二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
- 三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。
 - イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
 - ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び
価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。
 - ハ 開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表すること。

- (1) 当該卸売市場において取り扱う食品等持続的供給法第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等
- (2) (1)に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第四十二条第一項第一号に規定する指標
- (3) その他食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の実施に資する事項として農林水産省令で定めるもの

二 開設者は、業務規程に定められている遵守事項（前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を取引
参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めそ
の他の措置をとることができること。

6・7 （略）

※ 第13条（地方卸売市場の認定）も同様に改正

※ 食品等持続的供給法＝食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引
の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）

卸売市場法施行規則の改正案イメージ

- 開設者は、「取り扱う特定飲食料品等」「コスト指標」のほか、「食品等持続的供給法に基づく努力義務の内容」を公表することとする想定。
- 公表の方法はインターネット及び場内掲示を想定。

(食品等持続的供給法に係る公表)

第三条の二 法第四条第五項第三号ハの規定による公表は、次に定めるところにより行わなければならない。

二 インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと。

二 法第四条第五項第三号ハ(1)及び(2)に掲げる事項の公表は、当該卸売市場の取扱品目に当該卸売市場において取扱予定のない指定飲食料品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等をいう。以下同じ。）が含まれる場合は、当該指定飲食料品等に係るもの~~を除いて行うこと。~~

2 法第四条第五項第三号ハ(3)の農林水産省令で定める事項は、食品等持続的供給法第三十六条各号に規定する措置の内容とする。

※地方卸売市場についても、第十八条の二を追加して、同様に法第十三条第五項第三号ハの規定による公表について定める。